

## 公営住宅入居収入(所得)基準の年収(月収)・年所得換算表

( ) 内は月額、単位：円

入居収入基準 収入月額	申込者を除く同居及び扶養親族の人数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
原則階層世帯 158,000円 以下	年 収 入	2,967,999 (247,333) 以下	3,511,999 (292,666) 以下	3,995,999 (332,999) 以下	4,471,999 (372,666) 以下	4,947,999 (412,333) 以下	5,423,999 (451,999) 以下
	年 所 得	1,896,000 (158,000) 以下	2,276,000 (189,666) 以下	2,656,000 (221,333) 以下	3,036,000 (253,000) 以下	3,416,000 (284,666) 以下	3,796,000 (316,333) 以下
裁量階層世帯 214,000円 以下	年 収 入	3,887,999 (323,999) 以下	4,363,999 (363,666) 以下	4,835,999 (402,999) 以下	5,311,999 (442,666) 以下	5,787,999 (482,333) 以下	6,263,999 (521,999) 以下
	年 所 得	2,568,000 (214,000) 以下	2,948,000 (245,666) 以下	3,328,000 (277,333) 以下	3,708,000 (309,000) 以下	4,088,000 (340,666) 以下	4,468,000 (372,333) 以下

- 注 1) 本表の収入は、収入を得ているものが1人の場合であり、同居及び扶養親族の控除以外に各種控除がない場合のものです。(就職後1年に満たない場合には、1年分に換算します。)
- 2) 給与所得の場合は、給与所得控除後の金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の額)から10万円(給与所得が10万円に満たない場合はその額)を引いた額で判定します。
- 3) 自営業等の場合は、収入から経費を引いた後の金額が所得です。(確定申告書「所得金額」欄の額)
- 4) 収入を得ているものが複数の場合、全員の合計所得金額を年所得の欄に照合します。
- 5) 上記は簡易的な換算表です。障害者手帳の有無等によっては上記以上の収入であっても対象となる場合があります。不明な場合は福祉課 公営住宅係へご相談ください。

・原則階層世帯：裁量階層世帯以外の世帯。

・裁量階層世帯：次の欄(入居申込書の「収入基準引上対象」の欄)に該当する世帯。

- 1 満60歳以上であり、かつ同居者のいずれかが満60歳以上又は満18歳未満の者である世帯
- 2 身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)の方がいる世帯
- 3 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級、2級程度)の方がいる世帯
- 4 知的障がい者(療育手帳重度又は中程度)の方がいる世帯
- 5 戦傷病者手帳の所持者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症(同法別表第1号表ノ3の第1款症)までに該当する方がいる世帯
- 6 原子爆弾被害者で厚生大臣の認定を受けている方がいる世帯
- 7 海外からの引揚者(中国残留邦人を含む)で引き揚げの日から換算して5年を経過していない方
- 8 ハンセン病療養所入所者等
- 9 法で定める大規模災害の被災者で災害発生の日から3年を経過していない方(災害公営住宅のみ)
- 10 小学校就学前の子供がいる世帯(子育て世帯)

## 収入月額計算方法

公営住宅法でいう「収入月額」とは、入居申込者及び同居者の過去1年間における所得金額の合計額から「控除額」を差し引いた額を12で割り、1か月分に換算した額をいいます。

<b>算 式</b>	<b>収入認定月額 = ( 年所得金額 - 控除額 ) ÷ 12</b>
------------	--------------------------------------

○収入認定月額が世帯状況に応じて裏面の158,000円または214,000円以下の場合のみ申込可能です。

○所得金額とは、入居申込者と同居者の前年中（1月～12月）における次の所得金額の合計額をいいます。（市町村長の発行する所得証明書の所得金額。但し、1月から5月頃までの所得証明書が発行されない期間の申込みについては、源泉徴収票の給与所得控除後の金額等）

○控除額とは、公営住宅法で定める次の表の控除の種類に該当する控除額の合計額をいいます。

控除の種類	控除の対象	控 除 額
給与所得者等控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	対象者1人につき、対象者の所得から10万円まで
同居者控除	入居申込者以外の同居者	1人38万円
同居外扶養親族控除	同居していない扶養親族	
老人控除対象配偶者・老人扶養親族控除	70歳以上の扶養親族	1人10万円
特定扶養親族控除	16歳～22歳の扶養親族	1人25万円
障害者控除	次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳3級以下 ・保健福祉手帳2級・3級 ・療育手帳B	1人27万円
特別障害者控除	次のいずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳1級・2級 ・保健福祉手帳1級 ・療育手帳A	1人40万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者が生死不明で、子（同一生計、所得48万円以下、他者の同一生計配偶者等でない）があり、合計所得が500万円以下の者	所得に応じ35万円まで
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、離婚をした寡婦で扶養親族があり、合計所得500万円以下の者、または配偶者が死別又は生死不明の寡婦で合計所得500万円以下の者	所得に応じ27万円まで